

医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託  
に係る公募型プロポーザル募集要項

令和6年5月

姫路市

## 1 プロポーザルに付する事項

医務薬務業務システム（以下「本システム」という。）を構築・導入し、これを運用することにより、事務処理の効率化、業務の標準化を実現する。また、医務薬務業務システムの運用保守を委託することにより、システムの信頼性・安定性の向上、実務担当者の事務負担の軽減を実現し、市民サービスの向上を目的とするもの。

本要項は、医務薬務業務システムの構築・導入及び運用保守業務を委託するにあたり、関係法令に定めるもののほか、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった受託者をプロポーザル方式により審査するために定めるものである。

### (1) 業務名

医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託

### (2) 業務内容

詳細は、別添の医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託に係る要求水準書（以下要求水準書）を参照すること。

### (3) 業務委託者

姫路市

### (4) 業務委託期間

#### ア 構築・導入業務期間

契約締結日から令和7年2月28日まで（予定）

※ 本市が医務薬務業務システムを利用するに当たり必要となるシステム構築、環境設定、データ移行、運用テスト、操作研修等、保守運用が開始されるまでに実施完了する想定業務をいう。

#### イ 運用保守業務期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（予定）

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）に基づく長期継続契約とする予定である。なお、運用に係る事業期間終了後、業務期間事業内容を評価した上で、引き続き令和12年3月1日から令和17年2月28日までの長期継続契約を締結する場合がある。

### (5) 提案上限金額

28,420,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

（内訳）

#### ア 構築・導入に係る費用

19,660,000円

#### イ 運用保守に係る費用（60か月分）

8,760,000円（月額146,000円）

※ 年度ごとの予算額を保障するものではなく、本市の予算の減額又は削減があった場合は契約を変更し、又は解除することができる。なお、契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、受託者はその損害賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受託者の協議の上、定めるものとする。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

- ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 組合とその組合員  
(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 平成31年4月1日以後に完了した、都道府県、政令指定都市又は中核市が発注した医務（医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、及び歯科技工士法）及び薬務（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律及び毒物劇物取締法）に係る許可・届出施設の管理、施設に対する監視結果や苦情の処理を総合管理するシステムの構築業務（再構築を含む。）の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局  
姫路市健康福祉局保健所総務課（以下、「保健所総務課」という。）  
〒670-8530 姫路市坂田町3番地  
電話 (079) 289-1631  
FAX (079) 289-0099
- (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和 6 年（2024年） 5 月 9 日（木） から 令和 6 年（2024年） 7 月 9 日（火） まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	保健所総務課

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和 6 年 5 月 9 日（木）
2	参加表明手続の提出書類の受付開始	令和 6 年 5 月 1 5 日（水）
3	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和 6 年 5 月 2 0 日（月）
4	参加資格確認結果の通知	令和 6 年 5 月 2 2 日（水）
5	プロポーザルに関する質問受付期限	令和 6 年 5 月 2 8 日（火）
6	プロポーザルに関する質問への回答	令和 6 年 6 月 6 日（木） 正午
7	提案資料提出書類の受付開始	令和 6 年 6 月 1 0 日（月）
8	提案資料提出書類の受付期限	令和 6 年 6 月 1 3 日（木）
9	提案内容のヒアリング	令和 6 年 6 月 2 1 日（金） （予定）
1 0	契約候補者の特定・通知	令和 6 年 6 月 2 6 日（水）
1 1	契約締結予定及び審査結果の公表	令和 6 年 7 月 9 日（火） （予定）

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第 2 項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式 1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和 6 年 2 月 9 日以降に発行された最新のものの原本）
- (ウ) 業務実績調書（様式 2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 3）（公告日以後に発行されたものの原本）

##### イ 提出部数

1 部

##### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年(2024年)5月9日(木)から 令和6年(2024年)5月20日(月)まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	保健所総務課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。) ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027308.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027308.html</a> )

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

保健所総務課

カ 提出期間(参加表明受付期間)

令和6年5月15日午前9時から同月20日 午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年5月22日までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月28日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面(様式は任意)により保健所総務課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書(様式3)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出場所(送信先アドレス)

[hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp](mailto:hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp)

エ 提出期限

令和6年5月28日 午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年6月6日 正午から

## イ 回答方法

回答は、質問者を特定できない形で姫路市ホームページに掲載する。

### (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

### (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4、6、8及び提案書（任意様式）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする（各添付資料を含む）

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

### (4) 提出場所

保健所総務課

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年6月10日午前9時から同月13日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような表示及び記載箇所は、当該箇所を参加資格確認通知書に記載した文字列で代替すること。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時は令和6年6月21日を予定しているが変更する場合があるため、開催日時・場所（zoomによるオンラインを予定）等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資

料の提出は認めない。

- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託プロポーザル審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案書による評価及び機能要件一覧表の評価の合計点の最も高い者を契約候補者とする。提案書による評価及び機能要件一覧表の評価の合計点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

- (2) 評価項目及び評価基準は、「(別紙1) 医務薬務業務システム構築・導入及び運用保守業務委託 評価項目及び評価基準」のとおりとする。

- (3) 本プロポーザルの選考結果については、決定後速やかに参加者に書面により通知し、本市ホームページで公表する。

### (4) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年6月26日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和6年7月2日午後4時までに、本件業務の見積書を保健所総務課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年7月9日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 11 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により保健所総務課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

### 13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において第1項第5号に定める提案上限金額及び各内訳の提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者。
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) 「（様式6）機能要件回答書」の「区分」が「必須」になっている項目の回答欄に×と回答した場合
- (7) その他このプロポーザルの条件に違反した者

### 14 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

### 15 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

### 16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。